

しりべしフェア 2025 開催要綱

1 目的

道内最大消費地である札幌において、後志管内の食関係事業者が直接、消費者に販売する機会を設け、顧客（ファン）の獲得、今後の商品開発・磨き上げ、販売促進に向けたマーケティングのサポートを行う。

併せて、後志地域の観光、後志産ワイン、管内市町村で実施するふるさと納税のPRを行い、食を通じた後志地域のブランド力向上を図る。

2 内容

(1) 後志管内で製造された商品の催事販売（事業者の出展による対面販売）

(2) 振興局による管内の観光やしりべし産ワイン、管内で実施しているふるさと納税等のPR

3 開催日

(1) 開催日 令和7年（2024年）7月30日（水）～8月5日（火）

(2) 開催時間 午前8時30分～午後8時

※ 開催日は現在調整中のため変更となる可能性があります。

4 会場

北海道どさんこプラザ札幌店

札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅1階西通り北口

『北海道さっぽろ「食と観光」情報館（愛称キタベル）』内

5 主催

北海道後志総合振興局

6 募集企業

(1) 事業者数

対面販売 6社程度

※ 原則、7/30(水)～31(木)の2日間、8/25(金)～27(日)の3日間、8/28(月)～29(火)の2日間、いずれかの出店。販売ブースと出展日の希望は申込受付け順に優先とする。

(2) 対象事業者

後志管内に主たる事務所または事業所を有する事業者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

ア 自ら道産品の生産、製造、加工を行っている者。

つまり、申込商品の一括表示において、「製造者」または「加工者」である者。

イ 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている者

なお、ここで言う「道産品」とは道内で生産、製造または加工が行われ最終消費者に対して販売することができるものを言う。

ウ 市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

エ 地域PRへの貢献などにより特に主催者が認める者

(3) 販売できる商品

ア 自ら道内で生産、製造、加工した道産品

イ 自社企画商品で道内で委託製造している道産品

（上記（1）に付随して販売する場合に限ります。）

※ 道産品とは、道内で製造または加工されているもの。つまり、申込商品の一括表示において、「製造者」「加工者」が道内に所在するもの。

（裏面あり）

(4) 募集にあたっての条件

- ア 販売期間は、3 (1) の日程のうち 1 日間以上とする。
(原則、出展 2 日間または 3 日間での出展)
- イ 販売商品は PL (製造物責任) 保険等に参加し、かつ、表示に関する法令を遵守している商品に限る。
- ウ 調理実演は可能。ただし、直火・ガス調理器・フライヤーの使用や、匂いの強いもの・煙が多いものなどの調理は不可。
(実演販売がある場合は東側での販売になります。)
- エ 出店事業者は北海道どさんこプラザ札幌店に対し、売上の 15% (税別) を利用料金 (手数料) として支払うこと。ただし、催事場所 1 か所ごとに 1 日あたり 5 万円が上限。
- オ 振込手数料、商品運送費、販売者の経費 (旅費・宿泊費等) については、出店事業者が負担すること。
- カ 冷凍・冷蔵切替販売台 (1,800×900、内寸 800) 1 台、電子レンジ、電磁機器 (IH) 2 台はどさんこプラザ札幌店で無料貸出が可能。それ以外の什器、特殊備品を使用する場合は事前相談の後、各事業者が手配すること。

7 申込方法

以下の申込書類に必要事項を記載の上、期限有効な PL 保険証 (写) と併せて、下記 10 の申込先あてメール・FAX により申し込むこと。

- (1) (別紙 1) しりべしフェア 2025 参加申込書
- (2) (別紙 2) しりべしフェア 2025 出品商品リスト
- (3) 北海道どさんこプラザ MS 催事商品カルテ (別記様式 6)。
- (4) PL 保険証 (写)

※ 「しりべしフェア 2025 出品商品リスト」には全ての販売予定商品を記載し、リストへ記載した商品ごとに「北海道どさんこプラザ MS 催事商品カルテ」を作成すること。

8 申込期限

令和 7 年 (2025 年) 4 月 11 日 (金) 12 時まで

9 申込・問い合わせ先

北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 (担当: 井上)

T E L: 0136-23-1305

M a i l: inoue.nao1@pref.hokkaido.lg.jp

10 その他

- (1) 申込み多数の場合は次のような事業者、商品を優先とする。
 - ア 出展を複数日行える事業者。
 - イ 実演販売やフェア期間限定の商品。
 - ウ 普段地元でしか買えない札幌で未販売の希少性のある商品。
 - エ ふるさと納税返礼品の販売事業者。
- (2) 販売ブースや販売日の希望が重複する場合は、受付順に基づいて振興局で調整する。
- (3) その他、本要綱に記載のない事項については、当課及び必要に応じてどさんこプラザ札幌店と協議の上決定する。